

## 彩の国福祉ボランティア体験学習事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、ボランティア活動の振興を図るため、事業を実施する社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 県が別に定める「福祉ボランティア体験学習事業（社協事業）実施要領」に基づいて県社協が助成する事業
- (2) 県が別に定める「福祉ボランティア体験学習事業（社協事業）実施要領」に基づいて県社協が実施する事業

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費とする。ただし、国庫補助金、他の県補助金等、この補助金以外の公的補助金の対象となる経費及び土地の購入又は賃借に要する経費を除く。

### (補助額等)

第4条 前条の経費に対する補助額、補助率及び補助限度額は、予算の範囲内において知事の定める額とする。

### (申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎会計年度定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

### (申請書の添付書類等)

第6条 前条の申請書には、事業計画書を添付することとし、規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 条例第2条第2号に掲げる収支予算書及び第3号に掲げる書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の方法)

第8条 この補助金は、概算払いで交付する。

(補助事業の内容の変更等に係る様式)

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づいて知事の承認を受けようとするときは、様式第3号の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(添付書類)

第12条 規則第13条の報告書には、事業の成果物、写真、その他事業に関する資料を添付しなければならない。

(補助対象事業の実施期間)

第13条 補助対象事業の実施期間は、毎会計年度の4月1日から2月末日までとする。

(報告書の提出時期等)

第14条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止又は廃止の場合を含む。）後15日以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第15条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第5号により行うものとする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第17条 県社協は、様式第6号記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(要領への委任)

第18条 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年7月22日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

(平成10年4月10日決裁)

附 則

この要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

(平成11年9月8日決裁)

附 則

1 この要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

(平成12年4月24日決裁)

2 埼玉県ボランティア大会開催事業補助金交付要綱、ボランティア交流事業補助金交付要綱、地域福祉活動支援事業補助金交付要綱、福祉ボランティアネットワーク化団体助成事業補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

(平成13年4月2日決裁)

附 則

この要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

(平成14年4月1日決裁)

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

(平成19年5月10日決裁)

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

(平成20年7月11日決裁)

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

(平成25年3月28日決裁)

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。  
(令和4年8月22日決裁)